

「しんのすけPRESS」

— 福岡市議会議員 阿部 真之助 議員活動レポート —

「ふくおかさん家のうまかもん条例」の成立に関する考察

— 議会事務局(特に調査法制課)職員の協力に感謝 —

議員提案による「空き家条例」の成立した後、平成25年10月、福岡市議会の主要会派である自由民主党福岡市議団、公明党福岡市議団、福岡市民クラブ、みらい福岡の4会派各2名ずつ有志8名が再び集まり、新たなる議員提案条例制定に向けての「条例勉強会」を継続していくことになり、議員提案条例のテーマを「食」と決定しました。

なぜ「食」をテーマにしたのか。それは、福岡市に訪れた友人等を何処かに連れていこうとした時に、我々福岡市民が自信をもって紹介できる場所や観光地が福岡市内に存在するのかという素朴な疑問が、有志8名の中に存在していたからで、現在福岡市に実際あるもの、かつ、お金のかからないものを福岡市の顔として売り込んでいけるとしたらという議論を重ねていく中で、「食」というテーマを導き出しました。

月に1回のペースで「条例勉強会」を開催し、平成26年9月議会提出に向けて、「食」に関する条例案の策定を目指し、まずその担当になる農林水産局、経済観光文化局にヒアリングを重ね、平成26年4月に先駆的な取組みを行っている石川県金沢市、福井県小浜市、京都市を視察し、保健福祉局からのヒアリングも含めて、平成26年5月以降ペースアップして計9回にわたる「条例勉強会」において議論を重ねました。

その結果、この「ふくおかさん家のうまかもん条例」は、「条例勉強会」メンバーの所属する4会派の議員への説明はもちろんのこと、4会派以外の会派の議員・無所属議員への説明(条例勉強会メンバー全員で分担)、本会議における提案理由の説明(条例勉強会座長)、議案質疑における答弁(条例勉強会副座長)、付託された所管常任委員会(第3委員会)における答弁(条例勉強会担当メンバー)の役割分担を行い、全会一致で可決されました。

議員提案条例自体は、行政の縦割りの弊害を克服し、組織を横断的に連携させることができる反面、理念条例になることが多いと言われていています。しかし、「ふくおかさん家のうまかもん条例」は、財政上の措置も盛り込むことができたことによって、実効性の高い条例として成立しました。

今後福岡市が、この条例をフル活用し、「食」を観光資源としてブラッシュアップした上に、この「食」を取り巻く生産者・消費者の方々が共に、わがまち「ふくおか」の自慢できる観光資源は「食」であると堂々と言える環境を構築していくことができれば、「ふくおかさん家のうまかもん条例」を議員提案した甲斐があったというものである。

今回は、議会事務局(特に調査法制課)職員の全面的なバックアップ無くして、この条例も成立しなかったはずです。議会事務局職員の議会サポートの意識は非常に高く、また、調査法制課に関しては、衆議院法制課に2年毎に一人ずつ職員を派遣し、個々のスキルアップを図っており、議会が政策立案能力を最大限に発揮できるような態勢を整えているので、我々議員にとっては非常に頼もしくも思えるし、信頼できるパートナーとしていつも有難く感じています。福岡市議会事務局職員の方々のご協力に対して心から感謝申し上げます。